

## 外国人観光客向け体験プログラム開発事業業務委託仕様書

### 1. 業務の目的

近年全国的に増加している外国人観光客を誘客するため、佐井村ならではの自然を活かしたアウトドア系アクティビティや村内に伝承される伝統芸能などの観光資源を活かした外国人観光客向け体験プログラムの開発や既存プログラムの磨き上げを行うことにより、外国人観光客の増加につなげることを目的とする。

### 2. 業務の概要

#### (1) 既存の体験プログラムの磨き上げ・販売

佐井村内の既存の体験プログラム※を外国人観光客向けに磨き上げを行い、体験予約サイト等により販売すること。

※ 体験プログラムとは、地域の歴史や文化、自然等の観光資源を生かしたアクティビティや着地型観光ツアーを言う。

①体験プログラムを提供する民間事業者等と十分なコミュニケーションをとり円滑な業務遂行に努めること。

#### (2) 新たな体験プログラムの造成・販売

佐井村が平成28年度に実施した「外国人観光客ニーズ調査報告書」に基づき、体験プログラムを提供する事業者と連携・協力のもと、外国人観光客向け体験プログラムを造成し、体験予約サイト等により販売すること。

①3商品以上の新たな体験プログラムを造成すること。

②冬季における体験プログラムを1商品以上造成すること。

#### (3) モニターツアーの実施及び検証

(1)、(2)の体験プログラムの検証のため、モニターツアーを実施すること。

①モニターツアーの参加者数は、全プログラムで10名以上となるよう努めること。

②モニターツアー参加者による提言を踏まえて体験プログラムの改善を図ること。

#### (3) 報告書・成果物の提出

上記(1)～(3)の業務内容を集約し、分析を施したものを報告書として取りまとめ、平成30年3月23日までに、書面及びデータにより村に提出すること。

**【報告書への必須記載内容】**

- ①販売した体験プログラムの一覧、販売実績及び分析
- ②体験予約サイトの仕様
- ③販売にあたってのプロモーション等の実績
- ④モニターツアーによる検証結果

3. 履行期間

契約締結日の日から平成30年3月23日までとする。

4. 成果品

本業務の成果品、提出部数及び提出期限は、以下のとおりとする。

- ・ 報告書【印刷物10部・データ納品（PDF、word等）】

5. 納入場所

佐井村総合戦略課

6. 提出書類

本業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務体制図
- (3) 業務工程表
- (4) 完了届

7. その他

(1) 業務における成果品及びデータ等を含むすべての制作物について、発注者が著作権を持つものとし、発注者が自由に加工、複写、ホームページの作成、増刷等を行い、公表できるものとする。

(2) 受託者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。

(3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議し、定めるものとする。